

施設等利用給付認定案内

2025 年度版
(令和 7 年度)

手続や書類等についての大切なお知らせですので、内容をよくお読みになり、申請してください。

施設等利用給付認定について

「幼児教育・保育無償化」が 2019 年（令和元年）10 月から全国的に始まりました。これにより、無償化の対象となるには、次のとおり「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

●子育てのための施設等利用給付

認定区分	事由	利用先
第 30 条の 4 第 1 号 (新 1 号認定こども)	満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって下記認定こども以外のもの	幼稚園（私学助成幼稚園） 特別支援学校等
第 30 条の 4 第 2 号 (新 2 号認定こども)	満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前子どもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満 3 歳入園児は新 3 号、年少児からは新 2 号）
第 30 条の 4 第 3 号 (新 3 号認定こども)	満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある小学校就学前子どもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者および同一世帯員が市町村民税非課税であるもの</u>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2 歳児までは、新 3 号、3 歳児からは新 2 号）

上記のとおり、新 2 号認定を受けるには保育の必要性の認定が、新 3 号認定については保育の必要性の認定に加え非課税世帯であることが必要となってきます。

※お住まいの市区町村によって認定を受けることになります。（例えば、野田市外の施設を利用しているも、保護者の住所が野田市であれば野田市で認定を受けることになります。）

広告

野田地区 私立幼稚園協会	野田中央幼稚園 大きな樹をイメージした園舎と楽しい園庭。 ・完全給食 ・預かり保育有 ・多くの課外教室 ・バス有 ・2オクラス有 〒278-0026 野田市花井248 TEL 04-7123-3538
第二野田中央幼稚園 2才のクラスから始まる学びと経験を大切にした教育・保育。保育室から一歩出れば緑豊かな広い園庭で健やかな体と心が育ちます。 〒278-0022 野田市山崎2553 TEL 04-7122-2517	野田北部幼稚園 2025年4月に新園舎が完成し、0歳から就園可能な認定こども園へこども主体の保育と自園給食などの安心できる体制でお預かりします 〒278-0041 野田市蕃昌336-7 TEL 04-7129-3920 見学などの予約はHPより
関宿幼稚園 自然あふれる広々園庭！健康な心と体を育てます。 ・預かり保育、2歳児教室あり ・週5日給食 〒270-0212 野田市新田戸522 TEL 04-7196-0167	岩木幼稚園 ～遊びを通して、生きる力の強い子を育てる～ 〒278-0054 野田市五木341-5 TEL 04-7124-7020
月影幼稚園 はだにふれ 心にかよう保育 〒270-0237 野田市中里492-1 TEL 04-7129-4158	やなぎさわ幼稚園・保育園 ～わくわくする毎日を～ ・週5自園給食 ・預かり保育有(7-18時) ・課外教室多数 ・バス有 〒278-0006 野田市柳沢83 TEL 04-7125-5630

この冊子は、広告を掲載している広告主からの掲載費により作成されています。

●保育の必要性の認定について

新2号・新3号認定の申請をする場合は、保護者の「保育の必要性の認定」として以下の事由に該当する必要があります。

1. 就労：1日4時間以上かつ、月16日以上就労をしている場合
2. 妊娠・出産：妊娠中または出産後間がない場合
3. 疾病・障がい：保護者が疾病や負傷、心身に障がいがあり、児童の家庭保育にあたれない場合
4. 介護・看護：同居または長期入院等をしている親族の常時介護または看護をしている場合
5. 災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6. 求職活動中：求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
7. 就学：学校教育法に規定された学校等に在籍しているか、職業訓練学校にて訓練を受けている場合
8. 虐待・DV：虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）のおそれがある場合
9. 育児休業中：既に子ども子育て支援施設等を利用している児童で、その児童以外のために育児休業を取得しており継続利用が必要な場合（※1）
10. その他：上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合

※施設等利用給付認定は、各施設の利用を保証するものではありません。

※一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のみを利用している児童については、育児休業中の要件で認定はできません。

●保護者の状況に応じた認定期間

新2・3号認定を受けた際、無償化の対象となる期間は下記のとおりです。

保護者の状況	認定期間（無償化の対象期間）
1. 就労	就労証明書の記載とおり就労を継続している期間
2. 妊娠・出産	出産予定月の前2か月から出産後56日目を迎えた月の末日まで ※実際の出生日によって、当初の認定期間より短くなることがあります。
3. 疾病・障がい	診断書に記載された必要な療養期間
4. 介護・看護	介護・看護を継続している期間
5. 災害復旧	災害復旧に従事している期間
6. 求職活動中	認定日から90日目を迎える月の末日まで
7. 就学	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで
8. 虐待・DV	保育が必要と認められる期間
9. 育児休業中	保育が必要と認められる期間

- ・ 認定を行った場合には書面にて通知いたします。
- ・ 認定期間中であっても、事由がなくなった等、家庭保育が可能となった場合には認定の取消しとなります。

- ・ 認定は各市区町村で行うため、野田市外へ転出した場合には認定の取消となります。
- ・ 保育の必要な事由や氏名、住所、同居家族等に変更があった際は、その都度変更書類の提出が必要となります。
- ・ 提出書類に虚偽の情報があった場合には認定の取消となります。

●幼稚園についての取扱区分（2024年（令和6年）9月時点）

類型	施設名
新制度幼稚園	野田北部幼稚園・のだのこども園（幼稚園部分）・やなぎさわ幼稚園・保育園（幼稚園部分）・聖華未来のこども園（幼稚園部分）・コビープリスクールつつみの（幼稚園部分）・市立野田幼稚園・市立関宿中部幼稚園
私学助成幼稚園	月影幼稚園・第二野田中央幼稚園・野田中央幼稚園・岩木幼稚園・関宿幼稚園

●申請書類及び添付書類の提出先

新1号認定…在籍している私学助成幼稚園（封筒に入れ、封を閉じて園へお渡しください。）

新2号または新3号認定…子ども保育課へ直接提出

●通知の発送時期

認定の通知については、申請日（子ども保育課での受付日）が1日から15日の方は20日ごろ、16日から31日の方は翌月5日ごろ発送いたします。

無償化の範囲について

利用する施設、児童の年齢、施設等利用給付認定の区分によって無償となる範囲が違います。

新2・3号の無償化の対象期間は申請日（子ども保育課での受付日）以降となりますのでご注意ください。

●私学助成幼稚園を利用する子どもたち

- 満3歳から5歳までの子どもたちの利用料は無償となります。
- 幼稚園については、月額上限25,700円です。（園で設定している保育料が左記を上回った場合には、差額は保護者負担になります。）
- 無償化の対象期間は、満3歳から小学校就学前までの期間です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の（※）第3子以降の子どもたちについては、主食（ごはん等）・副食（おかず・おやつ等）の費用が助成されます。（後日、費用の返還申請をもらい市から償還払いします。）

（※）小学校3年生までの児童の中で通園児童が第3子以降の場合。

●幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち（私学助成幼稚園及び認定こども園の1号認定を含む）

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村において1号認定に加えて新2号または新3号認定を受ける必要があります。（私学助成幼稚園に在園し、保育の必要性があり、預かり保育の無償化を希望する場合は新2号又は新3号認定のみを受けることとなります。）
- 認定を受けた方は幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円（※）までの範囲で預かり保育が無償となります。（450円×利用日数と実利用料を比較し少ない方が支給額となります。）
- 幼稚園が十分な預かり保育を実施していない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育に加え認可外施設等の利用があった場合も無償の対象となります。（月額11,300円（※）から預かり保育の無償化対象額を差引いた額が上限となります。）
- 十分な預かり保育を実施しているかどうかは市のホームページで公示しています。変更があった場合は随時更新となりますのでご注意ください。

（※）新3号認定については月額16,300円となります。

●認可外保育施設等を利用する子どもたち

- 認可外保育施設については、都道府県に届出をしている、指導監督基準を満たしている点を市が確認していることが無償化の対象施設となる条件となります。（野田市においては、指導監督基準について2019年から5年間は満たせていなくとも無償化対象としています。**なお対象期間は令和6年9月30日までとなります。**ご利用の施設が指導監督基準を満たしているかは施設にお問い合わせください）
- 無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村において**新2号または新3号認定**を受ける必要があります。
※保育所、認定こども園（2・3号認定）等を利用できていない方が対象となります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も併用した場合、無償化の対象となります。（ファミリー・サポート・センターについては送迎のみの利用の場合は無償化の対象なりません。）
- 対象施設については市のホームページで公示しています。変更があった場合は随時更新となりますのでご注意ください。

非課税世帯の判断基準について

●新3号認定に係る非課税世帯の判断基準について

非課税世帯判断は保護者及び下記の判定対象者の市区町村民税所得割額により判定します。

判定にあたっては、市区町村民税の課税状況等を子ども保育課で確認いたします。そのため申告や年末調整をされている世帯につきましては、市区町村民税の課税明細がわかる書類（以下、「課税証明書等」といいます。）の提出が不要です。

また、市区町村民税はその年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されますが、1月2日以降に他市区町村から野田市に転入された方についても、マイナンバー連携にて課税情報が確認できる場合は、課税証明書等の提出は不要です。

●判定対象者

父母、他（入所児童を両親以外の方が扶養している場合はその方。また、下記の場合は、祖父母等分）
※下記ア～ウの条件全てに該当する場合は、同居の祖父母等のうち、市区町村民税の課税額が多いものを、家計の主宰者として父母の税額に合算し判定します。

- ア 祖父母等と同居していること
- イ 父母において**市区町村民税が非課税**であること
- ウ 祖父母等のいずれかが市区町村民税の課税をされていること

【市区町村民税該当年度 対応表（2025年（令和7年）度を基準とした場合）】

	認定をする月	市区町村民税該当年度
利用月と 市区町村民 税の年度	2025年（令和7年） 4月から8月まで	前年度 市区町村民税額 例：2025年（令和7年）4月から8月までの認定 ⇒ 2024年（令和6年）度市区町村民税額で算定
	2025年（令和7年）9月から 2026年（令和8年）3月まで	当年度 市区町村民税額 例：2025年（令和7年）9月から3月までの認定 ⇒ 2025年（令和7年）度市区町村民税額で算定

※年度の途中に市区町村民税額の算定対象年度が切り替わるため、新3号認定が取消しとなる場合があります。

※市区町村民税の修正申告等を行い、税額が変更となった場合には、原則として市が把握した翌月から認定等を変更します。

※市区町村民税の控除項目中の税額控除のうち、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除については、控除がないものとして取扱います。

※父母の離婚、再婚等世帯構成員の変更があると判定基準に変更が生じるため、速やかにご連絡及び書類の提出をお願いします。

※父母が離婚している場合でも、親権を有する方は、判定の対象となります。また、お子さんの実父母ではない方や婚姻関係にない方であっても、同居しており生計をひとつにしている場合は、判定の対象になります。

※市区町村民税額が不明の場合、市区町村民税が 77,101 円以上の課税世帯として対応させていただきます。

マイナンバーの記載について

2016 年（平成 28 年）1 月から、社会保障や税、災害対策の各分野のうち法律や条例で定められた手続に、個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、保育所等の入所申込等に際し、マイナンバーの記載が必要となりました。

●マイナンバー記載による本人確認（野田市へ直接申請する場合）

上記の手続きのため、マイナンバーを記載した申請書等を提出いただく際、番号と本人の確認を行うことが義務付けられているため、提出の際は、下記の書類を必ず持参してください。

※幼稚園等に提出する際には封緘いただきますのでマイナンバーの確認は必要ありません。

番号確認書類	+	本人確認書類
下記の <u>いずれか 1 つ</u> の番号確認書類 ●個人番号カード（※1） ●個人番号が記載された住民票 ●個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ●通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限って個人番号確認書類となります。）（※2）		下記の <u>いずれか 1 つ</u> の身元確認書類（顔写真付きのもの） ●個人番号カード（※1） ●運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、写真付住民基本台帳カードなど
		上記の身元確認書類を有していない場合は、以下のうち <u>いずれか 2 つ</u> の身元確認書類 ●健康保険被保険者証、年金手帳、社員証、住民名義の通帳など

（※1）個人番号カードは、申請により交付されるものです。

（※2）通知カードは、上記のとおり特定の場合には個人番号確認書類になりますが、個人番号通知書は、個人番号確認書類にはなりません。

施設等利用給付認定後について

- 野田市以外に転出する時や保育を必要とする事由がなくなった場合、その他施設の利用をやめる場合は、分かり次第早急に子ども保育課へご連絡ください。
- 氏名、住所、家庭状況及び保育の必要性等に変更があった場合には、子ども保育課へご連絡いただき書類の提出をお願いします。
- 新 2 号および新 3 号認定の方は家庭状況や認定状況を確認するための現況届を年 1 回提出いただきます。

無償化の方法について

保護者の保育料を無償にする方法は、施設からの保育料徴収がなくなるもの（現物給付）と保護者が支払った保育料を市へ請求いただきキャッシュバックするもの（償還払い）の2通りがあります。どちらの方法によるかは利用している施設や保育サービスによって異なりますのでご注意ください。

●私学助成幼稚園

施設からの保育料徴収がなくなります。（現物給付）

※月額上限の 25,700 円を超えた部分は保護者負担になります。

●幼稚園の預かり保育を利用した場合や認可外保育施設等

保護者から請求いただき保育料をキャッシュバックする方法によります。（償還払い）

償還払いを受ける際には、施設等利用費請求書（償還払い用）と領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書の提出が必要となります。

償還払いについては年 4 回（3 か月毎）行いますので、施設から発行された領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書は大切に保管してください。

●書類提出先

私学助成幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園に関する預かり保育等…子ども保育課

認可外保育施設・一時預かり事業・病児病後児保育…子ども保育課

ファミリー・サポート・センター事業…児童家庭課

※私学助成幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園をご利用の方は入園施設を通して提出となります。

利用月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
償還払い 手続月	4 月			7 月			10 月			1 月		

※保護者への口座のお振込みについては、1～2 か月程度お時間をいただく場合があります。

申込みに必要な書類

書類が不足していると、受付が出来ないことがありますので、ご注意ください。

◆必ず提出が必要な書類◆

①満 3 歳以上で私学助成幼稚園に通っている又は通う予定の場合（新 1 号認定を受ける場合）

書類	備考
野田市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 の第 1 号）	児童 1 人につき 1 枚必要です。
該当者のみ提出が必要な書類で（※）がついているもの	

②預かり保育や認可外施設等の無償化を受ける場合（新 2 号または新 3 号認定を受ける場合）

書類	備考
野田市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号）	児童 1 人につき 1 枚必要です。 新 3 号認定を受けるためには市区町村民税が非課税であることが必要となります
保育を必要とする事由がわかる書類（③記載の書類いずれか）	<u>父母それぞれ提出が必要となります。</u> 書類の有効期間は発行から 3 か月以内となります。

③保育を必要とする事由がわかる書類一覧

保育を必要とする事由がわかる書類	事由	書類	備考
	就労	☐ 就労証明書	・変則就労でシフト制の場合は直近1か月のシフト表を添付 ・自営業の場合は就労証明書に加え「直近の確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止等届出書」、「事業所の賃貸借契約書」、「事業所名の記載された公共料金の領収書」、「就労者氏名と事業内容が掲載されたチラシやウェブページ」のいずれかを添付
	妊娠・出産	☐ 出産する子の母子手帳の写し	父母の氏名、分娩予定日のページ
	疾病・障がい	☐ 診断書等 ☐ 療養状況申告書 ◎療養状況申告書は、子ども保育課にあります。	診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間（※記載が可能な場合）」「④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか」の記載が必要。診断書以外では、障害者手帳など
	介護・看護	☐ 診断書等 ☐ 療養状況申告書	診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間（※記載が可能な場合）」「④家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか」の記載が必要。 診断書以外では、障害者手帳や介護保険証の写し、ケアプラン等あれば、添付。
	求職活動	☐ 求職活動申告書	現に就労はしていないが就労の意思がある場合
	就学	☐ 在学証明書 ☐ カリキュラム・時間割の写し	保育を必要とする時間や期間がわかるもの
	育児休業中	☐ 育児休業届	

◆提示が必要な書類◆

個人番号記載の方の番号確認書類と保護者の本人確認書類。

◆該当者のみ提出が必要な書類◆（該当者が新2号または新3号を受ける場合は必ず添付）

※は新1号でも提出が必要です。

家族状況	書類	備考
ひとり親世帯	☐ 戸籍全部事項証明書（謄本） または受理証明書	お子さんの親権者等が明記されているものがが必要です
生活保護受給者（※）	☐ 生活保護受給を証明するもの	中国残留邦人等支援給付を受けている場合は生活保護世帯とみなしますので子ども保育課までご相談ください。
児童・保護者または同居世帯員が外国籍の場合（※）	☐ 在留カードの写し	左記の他、特別永住者証明書等、在留資格・在留期間がわかるもの。表裏両面の写しが必要です
里親世帯または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者の場合（※）	☐ 千葉県里親登録証明書または千葉県小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写し	児童相談所からの委託内容がわかる書類の写しも提出いただく場合があります。

離婚調停（裁判）中で、親権者の一方が別居（生計が別）の場合	☐ ひとり親申立書 ◎ひとり親申立書につきましては、子ども保育課・市のホームページにあります。 ☐ 裁判所からの呼出状の写し等、離婚調停中がわかる書類	離婚が成立した場合、受理証明書等の提出が必要となります。
認可保育所の申込をしないで認可外保育施設等を利用する場合	☐ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	
令和7年4月～8月の認定申請で、令和6年1月1日時点の住民票が野田市以外にあった方	☐ 1月1日に住民票があった市町村との情報連携で課税情報等が取得できなかった場合、令和6年度または令和7年度の市町村民税額の課税明細がわかるもの（課税証明書など）の提出を求めることがあります。	※同居の祖父母等についても市区町村民税額の課税明細がわかるもの（課税証明書など）の提出を求めることがあります。 ※ご不明点については子ども保育課までお問い合わせください。
令和7年9月～3月の認定申請で、令和7年1月1日時点の住民票が野田市以外にあった方		

◆保育料について償還払いを申請する際に必要な書類◆

野田市子育てのための施設等利用費請求書（償還払い用） （幼稚園・認定こども園及び特別支援学校幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費用）	幼稚園等の預かり保育の償還払いに使用します 野田市ホームページに掲載しています。
野田市子育てのための施設等利用費請求書（償還払い用） （認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の施設等利用費用）	認可外施設等の償還払いに使用します。 野田市ホームページに掲載しています。
特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料	各施設から発行されます。左記領収証と同等の記載内容であれば、施設独自の領収証や口座振替が載っている通帳の写しでも受付可能です。
野田市特定子ども・子育て支援提供証明書	預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した際に施設から発行されます。
活動報告書	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した際には上記証明書に加え事業所から証明を受けてください。

お問合せ先

問合せ内容	問合せ先	連絡先
●私学助成幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等に関すること。 ●施設等利用給付認定に関すること。	子ども保育課	04-7123-1299 （子ども保育課直通）
●ファミリー・サポート・センター事業に関すること。	児童家庭課	04-7123-1093 （児童家庭課直通）

